

全国食品産業協議会連合会規約

(名称)

第1条 本会は、全国食品産業協議会連合会（略称「全国食産協」）と称する。

(構成)

第2条 本会は、都道府県単位に組織された食品製造事業者団体等及び食品製造事業者等をもって構成する食品産業協議会等の地方食品産業団体（以下「地方食産協」という。）をもって構成する。

(目的および活動)

第3条 本会は、地方食産協相互の連携を促進し、食品産業の健全な発展に資することを目的に、次の活動を行う。

- (1) 構成員相互の連絡及び協調
- (2) 食品産業に関する情報交換
- (3) 食品産業施策に関する協力及び普及
- (4) 食品産業施策に関する要請及び提言
- (5) 食品産業の振興に関する事業
- (6) その他

(会員)

第4条 本会の会員になろうとする者は、会長及び副会長の承諾を得て加入することができる。

2 会員は、総会で定められた会費を納めなければならない。

(総会)

第5条 本会は、毎年度の事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算、第3条各号に掲げる活動に関する基本的事項等を検討するため、総会を年1回以上開催する。

2 総会は、会長が招集し、議長となり、主宰する。

(ブロック会議)

第6条 本会は、全国を次の8ブロックに分け、地域の基本的問題等を検討するブロック会議を必要に応じて開催する。

- (1) 北海道ブロック（北海道）
- (2) 東北ブロック（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

- (3) 関東ブロック（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡）
 - (4) 北陸ブロック（新潟、富山、石川、福井）
 - (5) 東海ブロック（岐阜、愛知、三重）
 - (6) 近畿ブロック（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
 - (7) 中国・四国ブロック（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
 - (8) 九州・沖縄ブロック（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
- 2 ブロック会議は、原則として各ブロックに属する副会長が招集し、議長となり、主宰する。

（役員）

- 第7条 本会に、会長1名、副会長8名以内及び監事2名以内を置く。任期は2年とするが、再任は妨げない。
- 2 役員は、会員の代表者の中から総会の決議によって選任する。
 - 3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 4 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、又は代行する。
 - 5 監事は、本会の事業及び会計を監査し、総会に報告する。

（事業年度）

- 第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事務局）

- 第9条 本会の事務を処理するため、一般財団法人食品産業センターに事務局を置く。

（その他）

- 第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項は、会長が副会長と協議し、決定する。

附 則

- 1 この規約は、本会設立の日（平成28年7月15日）から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第8条の規定にかかわらず、本会設立の日に始まり、平成29年3月31日に終わるものとする。
- 3 本会設立時の会員は次のとおりとする。

一般社団法人北海道食産業協議会
宮城県食品産業協議会
山形県食品産業協議会
福島県食品産業協議会
茨城県食品産業協議会
一般社団法人栃木県食品産業協会
群馬県食品産業協議会
埼玉県食品工業協会
ちばの「食」産業連絡協議会
東京都食品産業協議会
山梨県食品産業協議会
一般社団法人長野県食品工業会
一般社団法人富山県食品産業協会
一般社団法人石川県食品協会
岐阜県食品産業協議会
愛知食品産業振興協会
三重県食品産業振興会
滋賀県食品産業協議会
一般社団法人京都府食品産業協会
一般社団法人兵庫県食品産業協会
和歌山県食品産業協議会
香川県食品産業協議会
愛媛県食品産品産業協議業協議会
高知県食品産業協議会
福岡県食品産業協議会
宮崎県食品産業協議会
沖縄県食品産業協議会

